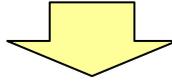


特定都市河川浸水被害対策法の概要

都市部の河川流域における新たなスキームによる河川管理者、下水道管理者及び流域の自治体が一体となった浸水被害対策が必要



特定都市河川浸水被害対策法

(平成15年 法律第77号)

著しい浸水被害が発生するおそれがあるが、市街化の進展により河道等の整備が困難な都市河川の流域について、「特定都市河川及び流域」として指定し、河川管理者、下水道管理者及び流域の自治体が共同で「流域水害対策計画」の策定、雨水の流出を抑制するための規制等により、浸水被害対策の総合的な推進を図る。

○特定都市河川の指定要件

- ①市街化率が概ね5割以上の地域を流れる河川であること。
- ②流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること。
- ③河川の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと。

ハード対策

【外水対策】

- ・河道や遊水地等の整備
- ・雨水貯留浸透施設の整備



【内水対策】

- ・下水道管理者による雨水管の整備
- ・雨水貯留管の整備



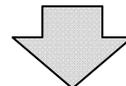
ソフト対策

【流出抑制】

- ・既存の防災調整池を保全調整池として指定することができる
- ・開発等による雨水の流出を抑制する規制

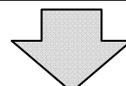
1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為は知事等の許可が必要となり、雨水貯留浸透施設の設置が必要となる

【山林・原野等】
(流出係数 小)



【雨水浸透阻害行為】

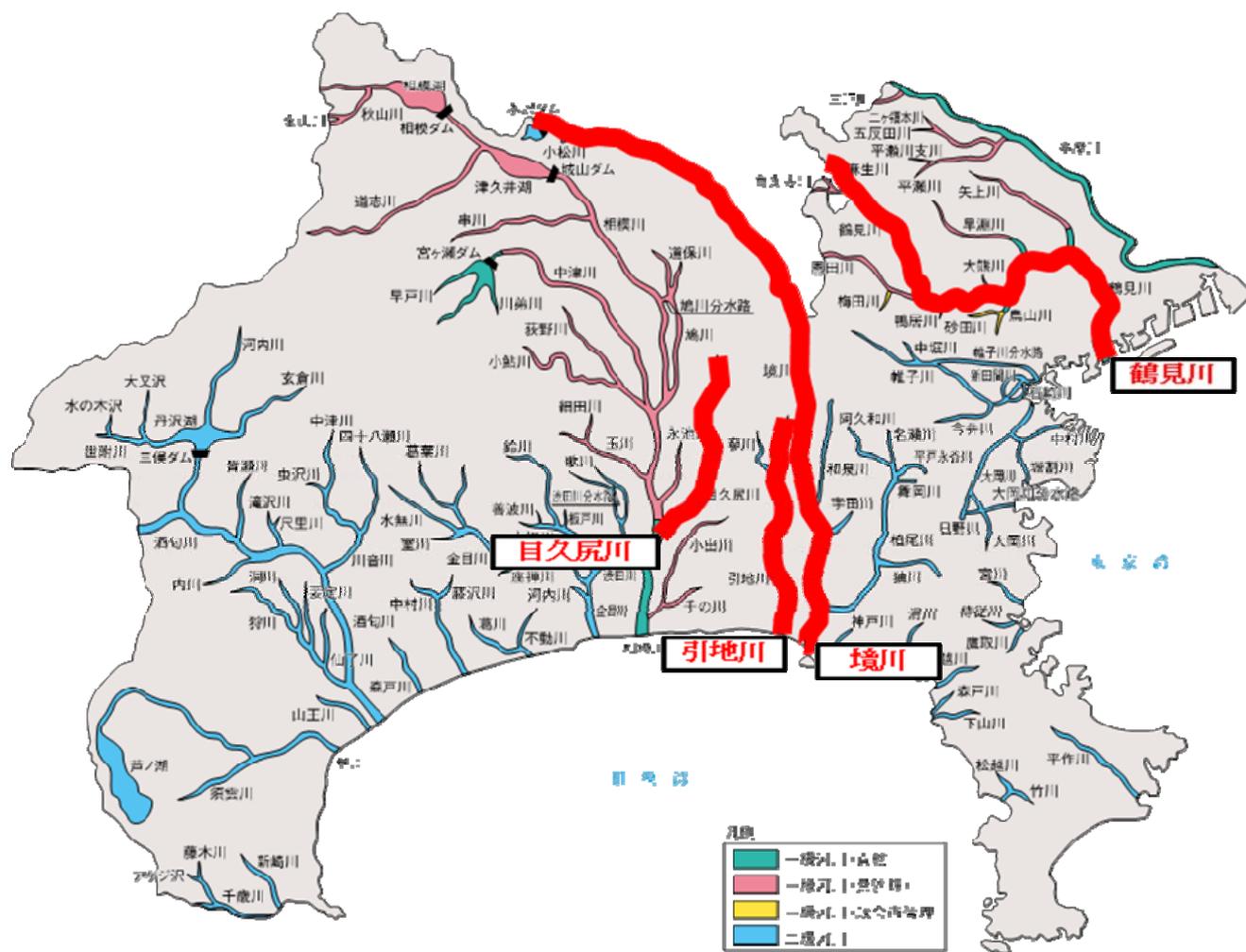
【宅地・道路等】
(流出係数 大)



【許可】

雨水貯留浸透施設の設置

県内河川における総合治水・特定都市河川の位置図



□総合治水対策特定河川

鶴見川、境川、引地川、目久尻川の4河川が総合治水対策特定河川です。

□特定都市河川・特定都市河川流域

上記のうち、鶴見川、境川と引地川の3河川が特定都市河川・特定都市河川流域です。